

日田市自動車臨時運行許可業務取扱規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

本市で実施する自動車の臨時運行許可に関する事務において、国が定める「自動車臨時運行許可業務について」が見直されたため、所要の措置を講ずること。

2. 内容

(1) 申請書の受付（第3条関係）

国通知に準じて、申請書を受け付けた際には、受付印を押印し、受付年月日及び受付番号を記載するように定めること。（現行の手続に変更はないもの。）

(2) 車台番号の確認書類の見直し（第5条関係）

国通知に準じて、車台番号が確認できるものとして、以下の書類を列記すること。

- ア 自動車検査証
- イ 登録識別情報等通知書又は一時抹消登録証明書
- ウ 自動車通関証明書
(完成検査終了証、排出ガス検査修了証及び輸入車特別取扱自動車届出済書を含む。)
- エ 自動車検査証返納証明書
- オ 完成検査終了証及び譲渡証明書
- カ 自動車製作証明書及び譲渡証明書
- キ 限定自動車検査証
- ク その他自動車の同一性を確認できる書面

(3) 許可台帳の見直し（第5条関係）

国通知に準じて、許可台帳（様式第3号）の記載項目が見直されたので、これに準じて規定を改めること。

【記載項目】

許可年月日、申請者の氏名又は名称、車台番号、有効期間、番号標番号及び運行目的等

3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

公益上、緊急に【規則等】を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき。